

川内原子力発電所に関する  
地元関係者及び事業者との意見交換

原子力規制委員会

川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換  
議事録

1. 日時

平成30年10月26日（金） 12：30～14：30

2. 場所

鹿児島県原子力防災センター

3. 議題

- (1) 現場視察を踏まえた事業者との意見交換
- (2) 地元関係者との意見交換

4. 配布資料

- (1) 出席者一覧
- (2) 座席表
- (3) 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について  
(平成29年11月15日原子力規制委員会資料)

5. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

伴 信彦 原子力規制委員会 委員

地元関係者

三反園 訓 鹿児島県 知事

大園 清信 鹿児島県 県議会副議長

岩切 秀雄 薩摩川内市 市長

新原 春二 薩摩川内市 市議会議長

中屋 謙治 いちき串木野市 副市長

平石 耕二 いちき串木野市 市議会議長

西平 良将 阿久根市 市長  
野畑 直 阿久根市 市議会副議長  
松永 範芳 鹿児島市 副市長  
星野 泰啓 鹿児島市 危機管理局長  
東島 賢一 出水市 政策経営部 安全安心推進課長  
宮路 高光 日置市 市長  
並松 安文 日置市 市議会議長  
庄村 幸輝 始良市 危機管理監 兼 危機管理課長  
上野 俊市 さつま町 副町長  
崎野 裕二 さつま町 総務課長  
杉原 幸弘 長島町 総務課長

#### 九州電力株式会社

池辺 和弘 代表取締役社長執行役員  
中村 明 取締役常務執行役員  
豊嶋 直幸 取締役常務執行役員 原子力発電本部長  
藤本 淳一 上席執行役員 立地コミュニケーション本部長  
藤原 伸彦 執行役員 川内原子力総合事務所長

## 6. 議事録

○川ノ上所長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから原子力規制委員会、川内原子力発電所、地元自治体、九州電力を交えての意見交換を開始いたします。

私は、川内原子力規制事務所長の川ノ上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、原子力規制委員会委員より御挨拶をお願いいたします。

○山中委員 原子力規制委員会委員の山中伸介でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本年より、原子力発電所などの原子力施設の立地地域の皆様の御意見を伺うという新たな取組を始めさせていただきました。今回は、玄海原子力発電所、もんじゅ発電所に引き続き、3回目の地元との意見交換の場ということになります。委員長を初め委員全員、立地地域の皆様との対話は非常に重要なことであると考えております。試行錯誤しながら進めているところでございます。地元の皆様の貴重な御意見を伺えればと思い、本日、伺っ

た次第でございます。

本日、午前中、川内原子力発電所重大事故等対処施設を中心に視察をさせていただきました。現在、1号機、2号機ともに審査に合格し、再稼働中ということでございます。本日は限られた時間ではございますが、地元の代表の皆様の御意見を賜ればと思っております。

本日は、よろしく願いいたします。

○伴委員 原子力規制委員会の伴信彦でございます。本日はよろしく願いいたします。

お忙しい中、これだけたくさんの方々にお集まりいただいたということ、本当に、まず、何よりも感謝いたしたいと思っております。

山中委員からもありましたように、私たちは、やはり、その現場を見ること、現地を見ること、そして、地元の方々の御意見を伺うこと、全て大事なことだと思っております。私、昨日こちらに参りまして、昨日はオフサイトのモニタリング関係の施設設備を見せていただき、今日も午前中、山中委員と一緒に川内の発電所を視察してまいりました。その上で、皆様方から忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、本日はどうかよろしく願いいたします。

○川ノ上所長 ありがとうございます。

それでは、本日の出席者を御紹介いたします。

初めに、地元自治体の皆様でございます。

鹿児島県知事、三反園 訓様。

鹿児島県議会副議長、大園清信様。

薩摩川内市長、岩切秀雄様。

薩摩川内市議会議長、新原春二様。

いちき串木野市副市長、中屋謙治様。

いちき串木野市議会議長、平石耕二様。

阿久根市長、西平良将様。

阿久根市議会副議長、野畑 直様。

鹿児島市副市長、松永範芳様。

鹿児島市危機管理局長、星野泰啓様。

出水市政策経営部安全安心推進課長、東島賢一様。

日置市長、宮路高光様。

日置市議会議長、並松安文様。

始良市危機管理監兼危機管理課長、庄村幸輝様。

さつま町副町長、上野俊市様。

さつま町総務課長、崎野裕二様。

長島町総務課長、杉原幸弘様。

続きまして、九州電力株式会社より、代表取締役社長執行役員、池辺和弘様。

取締役常務執行役員、中村 明様。

取締役常務執行役員、原子力発電本部長、豊嶋直幸様。

上席執行役員、立地コミュニケーション本部長、藤本淳一様。

執行役員、川内原子力総合事務所長、藤原伸彦様。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の進め方でございますけれども、本日、午前中に、山中委員及び伴委員が川内原子力発電所の視察を行っておりますので、まず、最初に、その結果を含めまして、原子力規制委員会と九州電力との意見交換を行い、その後、地元自治体との皆様も交えた意見交換を行います。よろしくお願いいたします。

会合全体のスケジュールでございますけれども、14時半、14時30分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会場内は飲食禁止となっておりますけれども、会場入り口でお水を用意しておりますので、適宜、御利用ください。

それでは、まず、現場視察を踏まえました意見交換から始めたいと思いますが、ここからは委員に進行をいただきたいと思っております。

また、皆様の御発言の際でございますけれども、目の前にありますマイク、このボタンを押して御利用いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山中委員 それでは、私、規制委員の山中伸介が司会進行をさせていただきます。

まず、九州電力と原子力規制委員との意見交換ということでございますけれども、本日は、できるだけ地元の皆様との意見交換に時間を配分させていただきたいと思っておりますので、私と伴委員から、ごく簡単に視察の印象を述べさせていただきます。九州電力からお話をいただきたいと思っております。

私自身、初めて川内原子力発電所を訪問させていただきました。委員として、川内原子力発電所と同型の多くの加圧水型の原子力発電所を訪問してまいりましたが、九州電力の

川内原子力発電所は非常に敷地が広く、ゆったりとしたところに施設が設置されているという印象を持ちました。この広い敷地というのは、安全上、極めて重要でございまして、本日視察をいたしました重大事故等対処施設にとりましても、非常にその安全上、大きな役割を持っていると思います。重大事故等対処施設の、例えば可搬型のさまざまな設備を、十分に広い敷地の中で安全に設置ができ、あるいは、今後さまざまな工事が進められてまいりますテロ対策等の施設も、安全に作業が進められているような感じを受けました。

新規制基準に適合した施設が適切に運用されているということも、本日、確認することができました。常々、発電所を視察させていただくときに気をつけているところは、現場の職員の様子、あるいは発電所の雰囲気です。本日、発電所を見させていただいて、現場の職員の士気も非常に高く、緊張感を持って職務に当たっておられ、発電所の整理整頓も行き届いた様子を感じ取ることができました。

川内原子力発電所は、再稼働して3年少したっております。今後も、安全に原子力の発電所の運用を進めていただきたいというふうに思います。また、今回、初めて川内原子力発電所の視察をさせていただいたわけですが、今回の視察を、今後の審査、あるいは検査に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、伴委員、視察の感想などはいかがでしょう。

○伴委員 ありがとうございます。

基本的には、今、山中委員からありました事柄と私も一緒ですけれども、あえてつけ加えるとすれば、九州電力、これまで新規制基準対応も業界の中で先頭を走ってこられて、そして、特に大きなトラブルもなく、この川内発電所を稼働しておられます。これまでも再稼働が目標ではないということをおっしゃっていましたが、ただ、やはり、まず再稼働ということがあって、そして、その次にやるべきことがあって、現在も、そのいわゆる特重施設の対応をしていただいているところです。

今後、近い将来ですね、一通りのそういった対応が終わる段階に入ってきますけれども、そういったところで、どういうふうに、やはり士気を保っていくかということが重要になるのかなど、今日、現場を拝見して、改めて思いました。ですから、ここまでのところは本当にしっかりやっていただいていると思いますけれども、そういった今後の士気の高揚、維持ということで、どのように経営人として考えておられるのか、その辺のコメントをいただければと思います。

○山中委員 九州電力、よろしいでしょうか。

○池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 九州電力の池辺でございます。

本日は、山中委員、伴委員、視察いただきましてありがとうございます。本日の視察が、これからの審査、検査の一助になれば非常にうれしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

山中委員からお話がありましたけれども、広い敷地が現状のいい点だということでは、非常にありがたいお褒めの言葉であるというふうに思っておりますので、今後とも、引き続きそれを活用しながら、安全性をさらに高めていきたいというふうに思っております。

再稼働3年になります。ここまで安全、安定運転を続けてこられたと思っておりますし、伴委員の御指摘にございました士気をいかにして維持するかということに関しましては、今のところ、非常に川内原子力発電所、所員も、それから協力会社の皆さんも、非常に高い士気を持ち続けてくださっているというふうに思います。しかし、これから長い期間にわたって運転させていただくためには、その士気の維持というのが非常に重要なテーマだというふうに思っておりますので、なお一層この士気が維持できるように、士気がさらに高まるように、我々経営陣も努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山中委員 ありがとうございます。

川内原子力発電所再稼働3年目、3年少し、4年目ということになるかと思っておりますけれども、気の緩みが出るころかと思っておりますので、そういうことのないように、気持ちを引き締めていただいて、安全性向上を目指しながら、安全に運転を進めていただきたいというふうに思います。

また、新しい検査制度が2020年から開始されます。安全の責任の第一義は事業者にあるということ、この検査制度の中では再確認をしていただいて、新しい検査制度に臨んでいただきたい。規制庁の職員が、いつでも、どこにでも、何にでもアクセスできるという新しい検査制度でございます。事業者にとっては非常に辛い部分もあろうかと思っておりますし、困難なところもあろうかと思っておりますけれども、ぜひとも、その原子力発電所の安全性向上のために御協力をいただきたいと思っておりますし、また、新しい検査制度というのはリスク情報を活用する、あるいは、性能ベースで検査を行うという新しい仕組みも取り入れております。ぜひとも、2020年からの運用に積極的に参画いただいて、安全改善に努めていただければというふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

○池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 2020年からの新しい検査制度ですけれども、フリーアクセスということで、私どもは、これを非常に前向きに捉えておりまして、フリーアクセスをいただくことで、我々が行っている日ごろの活動というのがきちんとしているというのを、より一層迅速に確認いただけるのではないかというふうに思っております。これを前向きに捉えて、この新しい検査制度が有効に活用できますように、合理的に検査が行われますように、我々も一生懸命努力していきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○山中委員 改めて、よろしく願いいたします。

新しい検査制度といいますのは、地元の方にも御理解をいただきたいところなんですけれども、電力事業者が持っている全ての情報、あるいは、会議に規制委員会の職員が参加して情報を得たり、あるいは、発電所のどこにでも自由に入りができて検査ができるという、そういう新しいシステムでございます。一方、リスクに応じた検査を行うという、基本的に発電所の安全は事業者が担保するものであって、我々は、その不足がないかどうかを補って検査をしていくというものでございます。より安全性を高めるための検査制度でございます。ぜひとも地元の方々にも御理解を賜りたいところでございます。今年の秋から、ちょうど試運用が、さまざまな発電所で始まっているところでございます。ぜひとも地元の皆様方、あるいは事業者にも御理解をいただいて、御協力いただきたいところでございます。

それでは、早速でございますけれども、これから地元の皆様方との意見交換に移ってまいりたいと思っておりますけれども、適宜、九州電力からの御意見、あるいは見解を求めたいと思っております。

それでは、地元の自治体の皆様との意見交換を始めたいと思っております。なるべく御希望されている方全員から御意見をいただきたいと思っておりますが、時間の制約もございまして、まず、首長に御参加いただいている自治体からお話をいただき、原子力規制委員と九州電力との意見交換を続けてまいりたいと思っております。

まず、県知事、市長の方々に御出席をいただいておりますので、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、最初で恐縮でございますが、鹿児島県知事、三反園訓知事、よろしく願いいたします。

○三反園知事（鹿児島県） まずは、規制委員会の山中委員と伴委員には、今回このよう



な地域の意見を聞く機会を設けていただいたことに対しまして感謝申し上げたいと思っております。

私のほうから3点、規制委員会のほうに、ちょっと質問させていただければと思っております。

規制委員会の、まずは情報発信のあり方についてであります。鹿児島県では、御存知のとおり川内原発の安全性の確認、避難計画の検証、県民へのわかりやすい情報発信を目的としまして、原子力安全避難計画等防災専門委員会を設置しております。これまで、さまざまなことについて専門委員の方々から、九州電力、そして、また規制委員会の方々にも質問をして、いろんな意味で安全確保のために、この委員会の中で議論をしているところでございます。規制委員会におかれましても、原発の安全性について、引き続き厳格な審査を積み重ねることが求められておりますけれども、住民に対するわかりやすい情報発信、説明にも努めていると思っておりますけれども、規制委員会の情報発信のあり方につきまして、まずは所見をお聞かせ願えればと思っております。

次に、安全目標と新規制基準との関係についてであります。原子力規制委員会におかれましては、原子力規制上の安全目標を掲げまして、事業者においては、その目標を達成するために、新規制基準に基づき安全対策を講じることとなっております。その安全目標と新規制基準との関係について、県民からはわかりにくいとの声もありますことから、改めてわかりやすく御説明をいただければと思っております。

3点目は、防災対策に係る考え方についてであります。私は、原子力に関しましては、安心安全が一番であると考えております。このために、これまでも県民の安心安全を確保する観点から、川内原発に関わる防災対策の充実強化に全力で取り組んできているところであります。規制委員会におかれましては、このような立地自治体、周辺自治体の考えや思いを真摯に受け止めていただき、原発の安全性に限らず、防災対策についても、規制委員会の判断や方針などを国民にしっかりと説明していただき、国民・県民の理解を得るべく、不断の取組をお願いしたいと思っておりますけれども、その点に関する見解をお聞かせ願えればと思っております。

以上3点、よろしく願いいたします。

○山中委員 三反園知事、ありがとうございます。

3点御質問をいただきました。情報発信のまずあり方についてでございます。住民に対するその情報発信、原子力規制委員会、どういうふうを考えているのかという、そういう

まず御質問だったかと思えます。

まず、私ども、一番大切にしているのが公開性と透明性でございます。私どもの規制業務、あるいは審査、検査の活動、さまざまな取組を規制委員の中で行っておりますけれども、それを国民の皆様方に全て見ていただくというのが、まず、基本的な考え方でございます。ユーチューブで、原子力規制委員会というキーワードで検索をかけていただきますと、全ての審査会合、あるいは打ち合わせ等の会合の様子を全て見ていただくということが可能かと思えます。そういったところが、まず、私どもの基本的な考え方の出発点でございます。

ただ、私どもも外部有識者からいろいろアドバイスをいただいて、あるいは、国際的な有識者の方々からもアドバイスをいただいておりますけれども、やはり一般の国民の方々に、まだまだ説明がわかりやすくなされていないというところがコメントでいただいております。幾つか取組を始めておるところなんですけど、一つ、情報発信の方法としてインターネットでの情報発信、ホームページのまず改善ということは今取り組み始めたところでございます。

もう一つが、住民の方々にわかりやすく、その審査の結果ですとか、あるいは新規制基準について御説明をするという機会を、立地地域については、御要望があれば設けておるところなんですけど、その場合にも、できるだけわかりやすい資料を作成して御説明をさせていただいているところでございます。ぜひとも、御要望があれば説明に伺いたいと思いますし、そのときに、資料について、もっとわかりやすく、2番目の御質問にも関係するところかと思うんですけど、御要望があれば、そういうところは答えさせていただきたいなというふうに思っておりますけれども、やはり、なかなか規制について、あるいは新規制基準について、一般の方にわかりやすく説明するというのがうまくいっていないというのが実情でございます。これから努力をしてまいりたいなというふうに思っているところです。

最後の、こういった取組というのも一つ、地域の方々とのコミュニケーションの大きな手段かなと思っております。これ、今回で3回目でございますけれども、こういった集まり、あるいは意見交換の場というのを、より頻度を高めながら、地域の皆様の御意見を吸い上げて、規制業務に反映してまいりたいというふうに思っております。

まず、一つ目の御質問について。

○伴委員 ほとんどもう山中委員が説明してくれましたけれども、少し補いますと、規制

委員会としては、とにかく情報を加工せずに、全て皆様に見ていただくということから始めました。それによって透明性、公開性をきっちり担保していこうと。ただ、そうすると、あまりにもこの専門用語が多かったりして、非常にわかりにくいということ、いろいろなところからお叱りをいただいているところがございます。ただ、我々のリソースも限られる中で、すぐにそれを根本的に解決するというのは難しいので、今、取り組み始めたのは、せめてそのネット上に上げた、例えば、我々のウェブサイト上の情報の中から、必要なものをできるだけ簡単に見つけられるようにしよう。つまり、わかりやすく解説すること以前に、どこにどんな情報があるのかが今の段階では非常にわかりにくいと。

実は、正直に私たちも、自分のこのウェブサイトを見て、あれはどこにあるんだって、いろんなページをクリックして、クリックして、わからなくて、最後は担当に聞くなんていうことも恥ずかしながらございます。ですから、そういう状況をまず改善していこうと。で、その先、さらにまた、わかりやすさというのを追求していきたいというふうに思っております。

○山中委員 知事からの御質問の二つ目でございます。安全目標というのを規制委員会では掲げているけれども、もう少しわかりやすく説明できないかという、そういう御質問、御依頼であったかと。

○三反園知事（鹿児島県） そうですね、新規制基準との関係とかですね。

○山中委員 はい。そのような御質問、御意見だったかと思うんですが、まず、原子力発電所の事故というのは、100万年に1回ということを目標に掲げましょうと。それから、規制委員会では、もう一つ、仮に、万が一その事故が起きて、放射性物質が放出された場合、目標として、セシウムの放出を100TBq以内に抑えましょうと、こういう二つの目標を掲げさせていただきました。なかなかわかりづらい目標ではあるかと思うんですが、まず、この目標を掲げさせていただいた意味と申しますのは、まず、原子力発電所のリスクというのはゼロではない。私ども規制委員会は、安全神話に決して陥ってはならないという、福島事故の大きな反省のもとに掲げさせていただいた目標でございます。なかなか、これ、一般の方々にわかりづらい目標かとは思いますが、そういったリスクゼロではないと、100%安全はないんだという、そういった気持ちを伝えたいがための目標であるということをお理解いただければというふうに思います。

また、リスク評価というのは、かなり技術が進んでまいっております。例えば、地震のリスク評価でございますとか、機器の故障のリスク評価でございますとか、さまざまなり

リスク評価が、確率をもって評価することが、かなりの部分で可能になってきております。そういったリスクの情報を用いて、これから原子力発電所の検査をしたりとか、あるいは、既に新規制基準の中で、そういうリスクの情報を用いて発電所の安全対策の評価を行ったりということを行っております。

ただ、完全にそのリスクが数値評価ができるようになったわけではございませんので、そういう努力はこれからも続けてまいりたいと思いますし、一般の方にわかるような数字というのも、何らかこれから示していく必要があるかと思いますが、まだまだそのレベルに至っていないというのが実情でございます。

伴委員、いかがでしょうか。

○伴委員 原子力発電所の、原子力施設の事故は、基本的に起きてはならない。ただ、絶対安全はあり得ないということを私たちはずっと言い続けております。そうすると、じゃあ、どれぐらい可能性が小さければいいのか、それを数字で表したものが安全目標ということになりますけれども、今、山中委員の説明にもありましたように、それを量的に自信を持って説明できるほど、我々の知見というものは発達しているわけではない。

そういう中で、できるだけ事故に至るようなイベントを、可能性を、できるだけ排除していくためにどうすればいいのかということで、新規制基準として、いろんな設備等の性能に要求を課しているという、そういう関係になっておりますので、我々としても、そのいわゆる確率論的安全評価ですとか、定量的に表そうとする努力は続けてまいりますけれども、それで何か、こう数字をはじいて、それが幾つ以下であればいいのだという、そういう形にはならないというふうに思っています。

○山中委員 いかがでございましょうか。十分な答えになったかどうか。

○三反園知事（鹿児島県） 3番目はまだだったですね。

○山中委員 3番目の御質問は、防災、あるいは、その原子力発電所のリスクと住民との関わり合いというのを、規制委員会はどういうふうに向き合っているのかという、そういうコメント、あるいは御質問だったかと思うんですが、それでよろしゅうございますでしょうか。

○三反園知事（鹿児島県） はい。

○山中委員 先ほどのお答えの中でも触れさせていただきましたけれども、起き得る事故の規模でございますが、審査の中で、川内原子力発電所で仮に事故が起きた、全電源が喪失してしまっていて冷却ができないという、冷却材が放出されたというような、そういう事故

が起きた場合に、いわゆる、その設備をされている機器が有効に働けば、セシウムの放出というのが数TBqであるという、そういうことを審査の中でも確認をしております。福島事故の大体2,000分の1程度のセシウムの放出になろうかと思えます。

ただ、そういうリスク評価というのは、数字で表すのはなかなか、やはり難しく、発電所のリスクについては、規制委員会だけではなくて、事業者のほうも努力は続けていただいているところですが、なかなか難しいというのは実情であるというのは、お話をさせていただいたところでございます。

防災について、やはり深層防護の考え方で進めるべきであろうと思えます。原子力発電所のプラントの安全性の評価というのは、原子力規制委員会が行うべきものであると。一方、深層防護の第5層目のいわゆる防災に関しては、原子力委員会とは分けて担当するのが、原子力委員会としてはよかろうというふうに今考えております。といいますのも、プラントの安全性の向上についての我々は業務もしている。

一方、万が一の事故に備えて防災ということも考えていかないといけない。安全性の向上をしているから、もうこれ以上、防災について考えなくてもいいという、同じ組織でやっていますと、過去と同じような間違いを起こすかもしれないという、そういう危惧がございます。防災については、よく地域を御承知の地方自治体の皆様方と内閣府とが協力して、我々は、原子力委員会としては技術的、専門的なサポートをさせていただいて、防災については運用をしていくのがよかろうというふうに考えております。

ただ、知事の御発言にもございましたけれども、リスクと向き合っておられるのは地域の住民の方々であるというのは十分私ども理解をして、防災についてのさまざまな助言、あるいは協力をさせていただきたいというふうに思っております。

伴委員はいかがでしょう。

○伴委員 仮に原子力発電所の事故が起きたときに、地域として何ができるのかということなんですけれども、具体的に、その住民の方々の安全確保という観点からすると、まずは逃げるということが出来る、避難ですよね。それから、逃げている間に放射性物質に囲まれてしまうといけませんので、逆に、むしろ屋内にとどまったほうがいいのかもしいという屋内退避というやり方もある。さらには、初期においては放射線のヨウ素の放出がありますので、それによる被ばくを低減するためにヨウ素剤を服用するというのもございます。

御存知のように、そういったものを組み合わせて防災対策というものをつくっていくん

ですけれども、どれも、やはり足りなくてもいけないし、やり過ぎてもよくない。そのバランスが重要になってきます。その辺を整理して、原子力災害対策指針の中にお示ししているつもりですけれども、実際に自治体の中で、そういう緊急時の計画をつくっていくときに、なぜそうしなければいけないのか、なぜそうなっているのかが、なかなか住民の方々に御理解いただけないで、恐らく、そういうことを知事はおっしゃっているのかなと思います。それは本当に、できるだけ、その基本的な考え方を皆さんに御理解いただくように、私たちが引き続き努力はしていきたいと思っております。

○三反園知事（鹿児島県） ありがとうございます。3問お答えいただきました。

情報発信につきましても、規制委員会の中で努力をされているというのはよくわかりました。今も御指摘がありましたけれども、専門用語とか、いろいろとわかりにくいこともたくさんありますので、そこら辺りをうまく、わかりやすくお伝えいただけるような、また努力を引き続きお願いできればなとそういうふうに思っております。

県民の安心安全が一番大事でございます。重要でありますので、今後とも、県としては、防災対策の充実強化に全力で取り組んでいきたいと思っておりますし、また、わかりやすい情報発信も大事だというふうに思っておりますので、その点に関しまして、また、引き続きアドバイス等を含めてお願いできればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山中委員 知事、ありがとうございます。

規制業務に、毅然として私ども取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、住民の皆様方の御意見ですとか、あるいは首長の方々の御意見などについては、真摯に耳を傾けてまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、薩摩川内市長の岩切秀雄市長、よろしく願いいたします。

○岩切市長（薩摩川内市） ありがとうございます。

まず、原子力規制委員会から山中委員、伴委員、こうして意見の交換会ということで計画していただきまして、大変ありがとうございます。委員会におかれては、原子力施設の現状把握、それと規制上の諸問題を調査のため、こういうことをしていくという話がございました。立地自治体としまして、大変意義があるというふうに感じております。本当にありがとうございます。

私も、これは感づいたことをちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、福島原子力発電所の事故以来、日本の全ての原子力発電がストップいたしました。

その中で、規制委員会としては、世界で一番厳しいという基準を作成して、再稼働についての審査をされる。その中で、薩摩川内原子力発電所1号・2号は、トップランナーとして指定をされました。この厳しい基準を九州電力は真摯に受け止めて、全てをクリアできたというふうに思っています。それが再稼働につながったわけですが、私どもとしても、市民の安全安心のために本当に必要かどうか、市議会を中心に、相当な議論がなされてきました。したがって、1番はやはり国、県、市、そして電気事業者であります九州電力との信頼関係が大事であるのではないかというふうに感じておりました。そのようなことからして川内原子力発電所、3年前に再稼働をいたしました。そして、今日に至っては大きなトラブルもなく稼働しているという状況でございます。

これに当たりまして、原発問題について、ちょっと私の意見を申し上げたいと思います。やはり、原子力発電所は、国の発展のためになくってはならないという、その理由としましては、やっぱり大量に安定的に発電ができるということです。そして、また地球温暖化に対するCO<sub>2</sub>の排出が少ないということもあります。しかしながら、福島で原発事故が起きました。したがって、この再稼働以降の原発については、絶対に事故を起こしてはならない、そういう強い信念がなければいけないと思っています。これは、あくまでも九州電力の事業者には、いつも機会あるごとに安全運転をしてくださいということをお願いしている状況であります。それが今日に至ってトラブルもないということでもあります。

何としても、国策として電力の必要性、それを認識した上で、原子力発電所の誘致を決めた旧川内市でありますけれども、今日に至っても、やはり国策として、国と電気事業者で、九州電力は、万が一、事故が起きたときには責任を持ってもらいたいということを明確にしなければなりませんし、また、しているというふうに私は思っています。

そういうことと、やはり、国と県と市と電気事業者は情報共有がなされなければ、私どもも情報がなければ市民に伝えることができません。したがって、今日まで九州電力は情報提供について、いろんな情報を提供していただきました。それをもとにして、市としては判断しているところということできているわけですが、先ほど、規制委員会におかれては、技術的、専門的な立場からという話もございました。私どもは、その技術的、専門的な立場はゼロであります。したがって、規制委員会の示される基準に私どもは信頼をし、そして、市民にそれを伝えると、そういうことでは、今うまくいっているというふうに思っています。

そこで、先ほど、原子力のリスクはゼロにはならないと、また、安全性の追求に終わり

はないという話がちょっとありましたが、基本的には、規制委員会におかれては、今後さらに基準を上げて、そして安心安全な基準をつくっていただき、そして、電気事業者に対しては厳しくこれを伝えながら、していただきたいと思います。

また、九州電力におかれては、やはり、国の厳しい基準をクリアしたこの経験をもって、今後においても規制委員会から出された基準に従って見直しがあれば、それを的確に守っていただき、私ども市民に対して安全安心を、自信を持って私どもが言えるようにしていただければありがたいと思います。

いずれにしても、先ほどから山中委員にも言われたとおり、九州電力の社員の技術向上、そして、また、あわせて緊張感を持って安全運転をしていただくことをお願いして、私の意見とさせていただきます。

○山中委員 市長、ありがとうございます。

国の中のいわゆる役割でございますけれども、原子力については、その推進する主体と規制をする主体、分けて仕事をさせていただいているというのが、福島事故の反省に基づいてできた原子力規制委員会の形でございます。原子力規制委員会は、規制基準に適合をしている発電所かどうかを審査をしている主体でございます。合格した発電所を動かすかどうか、再稼働するかどうかというのは、推進する主体及び事業者そのものであるというふうに考えています。

おっしゃっていただいたように、原子力規制委員会というのは、世界で最高水準の規制というものを目指して、基準・規格類を策定してまいりました。よい基準が世界にあれば取り入れてまいる予定ですし、改める点があれば即座に改めてまいりたいというふうに思っております。バックフィットシステムというのは、世界にない制度であるかと思っております。安全の追求には終わりはない、ゼロリスクはないというふうに考えております。

先ほどもお話をいたしましたように、原子力に対するその規制業務については、毅然とした態度で臨んでまいりたいと思っておりますけれども、同時に、地域の皆様に対しては、謙虚で柔軟な組織でありたいというふうに思っております。

御意見ありがとうございます。

○伴委員 貴重な御意見をありがとうございました。原子力規制委員会ができたのは、やはり福島第一の事故を契機にできて、つくるときに、どういう組織でなければいけないかということは相当議論がされました。その結果として、例えば今出ましたバックフィット制度、すなわち、何か新たな知見によってこういう規制が必要だということが判断された



場合に、遡ってそれを適用する、既に許認可を受けた施設に対してもそれを適用するという、これは多分、世界を見ても類のない制度だと思います。そういった、ある意味、強力な制度を導入したわけですけれども、ただ、やはり人間、どうしても忘れやすいものですから、時間がたっていくと同時に、だんだん、まあ大丈夫なんだと思ってしまうかもしれない。

先ほど、九州電力にも申し上げましたけれども、順調にいつているということは、裏を返すと、その落とし穴にやはり落ちる可能性があるのと、そのことは常に我々、肝に銘じております。ただ、それを単に、この精神的に維持するだけでは恐らく無理なので、やはり仕組みとして、そういったマインドが保たれるようにしなければいけないだろうと、その意味で市長がおっしゃったその情報の共有ですね、それは非常に重要だと思っています。我々も情報を包み隠さずにお出しして、それを御覧いただき、その上で疑問があればぶつけていただく、そして、何かおかしいと思う点があれば言うていただく。そういう緊張感の中で、やはり安全が保たれていくものだと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○山中委員 市長、よろしゅうございますでしょうか。

事業者のほうから何か。

○池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 今、市長からありましたように、私ども、私の前の社長の瓜生——今、会長ですが——も常々申しておるんですけれども、基準に合格して再稼働させていただいたのは、これがゴールではないんだと、これがスタートなんだということを常々、瓜生は、社員に対しても私どもに対しても訓示しております。私も、それはそのとおりだと思いますし、基準に合格したからもういいんだということであぐらをかくのではなくて、安全の追求には終わりがないと、どんどんその安全性を高めるということを我々の会社のDNAといいますか、心の中に刻み込むものとして安全性を追求していきたいというふうに思っております。特に、訓練等も今、頻繁に発電所でも行っております。そういうことで技術力及び士気を高め、維持向上させて、安全性を高めていきたいというふうに思っております。

それから、情報共有という点につきましては、川内総合事務所を中心に、情報を適宜的確にお伝えさせていただきたいと思っておりますし、また、鹿児島支社ですとか、それぞれの地域に営業所はございますので、そういうところも通じまして、重層的に情報を適宜共有させていただきたい、提供させていただきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○山中委員 原子力規制委員としても、例えば国が行います総合原子力防災訓練などには直接参加させていただいておりますし、地域の原子力規制事務所の職員の方々は、地域で行います防災訓練というのは、直接、密に参加をさせていただいて、住民の方々と直接触れ合う機会が多いかと思っておりますし、そういった場でも、いろんなコミュニケーション、あるいは、不安なことがあれば職員に聞いていただければと思っておりますし、御要望があれば規制委員会、電話でも御質問にお答えするようなシステムも持っておりますので、ぜひともそういうシステムをうまく使っていただいて、いろんな疑問に答えさせていただければというふうに思っております。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、阿久根市長の西平良将市長、よろしく願いいたします。

○西平市長（阿久根市） 阿久根市長の西平でございます。

阿久根市は、薩摩川内市の隣接自治体でございます。市内のほぼ全域が川内原発から30キロ圏内に含まれるという自治体です。同じく、隣接自治体でありますいちき串木野市さん、こちらと九州電力とは、いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書を、鹿児島県立ち会いのもと、締結をしております。この協定書ができたことで、住民の方々に対する安全安心の確保に向けた取組については、より一層強化して進められているものと考えているところでございます。

本日は、大変貴重な時間をいただいたところでございますので、本市においても、市議会等でもさまざまな議論がございます。そういった中で4点ほどお伺いしたいと思って、させていただきます。

まずは、川内原発につきまして、運転開始から40年以降の運転をどのようにお考えなのかというお話でございます。原発の40年問題につきましては、発電用の原子炉設置者が当該原子炉を運転することができる期間は運転開始から40年とされております。その期間終了までに、原子力規制委員会の認可を受けて、20年間を超えない期間内で1回に限り延長することができるかとされておるところでございます。原則として40年というのをとって行われるものと思われるが、このことについての御見解をお伺いしたいと思っております。

2点目でございます。安定ヨウ素剤の配布についてであります。鹿児島県におきます安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、緊急時の受け取りが困難である、こういった一定の要件に該当し、希望する方に対して安定ヨウ素剤の事前配布を、本市では7月に実施を

させていただきました。

なお、配布希望者の対象者数は64世帯、161人でしたが、配布が確定している方は35世帯、83人ということで、概ね半分ぐらいということでございます。本市としましては、安定ヨウ素剤の配布につきましては、県の方針に基づいて県と協議、調整を行うこととしておりますが、本市においては、安定ヨウ素剤は市民の希望者全員に配布すべきとの議論があるのも、これまた事実でございます。このことについて、どのような御見解をお持ちかということでお話を伺いたいと思います。

3点目は、再生可能エネルギーの推進についてでございます。原子力発電施設の数は、再生可能エネルギーのさらなる普及を前提に、減じていくべきものと考えております。本市におきましても、今後、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進していこうと考えております。また、九州電力に対しましても、太陽光を初め風力発電、小規模水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを用いた分散型のエネルギーシステムの構築は、低炭素社会の実現につながるとともに、緊急時に地域で一定のエネルギーを確保する重要なものであるということから、地域における再生可能エネルギーを利用した分散型のエネルギーシステムの構築に向けて、これまで以上に積極的に取り組んでいただきたいと要望しているところであります。今後の原発から再生可能エネルギーへの転換について、どのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますけれども、特定重大事故等対処施設の早期完成についてであります。本日も御視察をいただいたということで話は聞いておりますが、九州電力川内原子力発電所における特定重大事故等対処施設の設置について、新規制基準におきまして、重大事故を起こさないための対策に加え、大規模自然災害などのさまざまな事象により、万一重大事故が起きた場合の対策として必要な機能を備え、整えていることが求められております。この特定重大事故等対処施設に関しましては、必要な機能を満たした上で、その信頼性をさらに向上させるための対策を求めるものとして、一定の猶予期間が設けられているところであります。本市におきましても、猶予期間内の極力早い段階で、この施設については整備を進めていただきたいと考えておりますが、このことについて御見解をお示しいただければと思います。

以上4点について、お伺いいたします。

○山中委員 4点御質問をいただきました。どうもありがとうございます。

まず、40年超の運転延長について、どのように見解を持っているかという御意見でござ

いました。法律で定められております運転期間というのは、運転開始後40年ということでございます。特別な審査を経た後、合格した場合には、20年延長というのが認められている。現時点で、特段この考え方を変更するというのは、必要性を特段感じておりません。40年がたつ前に、きちっと、その後、20年、健全に運転ができるかどうかという審査をさせていただいて、厳正な審査をさせていただいた後に、合格が得られた発電所については、運転延長を認めていくというのが我々の姿勢でございます。

何か伴委員、追加でございますでしょうか。

○伴委員 この40年の問題に関しましては、実は、その電力事業者との間でも、その技術的な意見交換をしたこともございます。ただ、やはりその中で我々が確認したことは、これが法制度として決められたことであって、技術的なことの積み重ねによって……決めたものではないし、まして、その40年のカウントの仕方ですとか、その先どこまで延ばしても大丈夫なのかという、それを技術的に検討する段階にはないと。あくまで法制度としてこういうふうになったので、それを粛々と運用していただくだけであると。ですから40年、もし事業者がそれを超えて運転をしたい場合には、必要な追加の検査等が義務づけられておりますので、それをきちんとやっていただいて、それを、条件を満たせば、それは認めていくということになります。

○山中委員 いかがでしょうか。1点目の御質問に対して答えられていますでしょうか。

○西平市長（阿久根市） 当然、特定のこういった一定の審査というものが必要でしょうから、そのことについては、その現状、現状を判断されながら、最適な行動を期待したいと思います。何よりも住民の方々に納得いただくということが大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山中委員 2点目の御質問でございます。万が一の事故に備えたヨウ素剤の配布についての御質問だと思うんですが、既に5キロ圏内、PAZの圏内については配布いただくということで御了解が得られているところでございますけれども、UPZ内のヨウ素剤の配布、あるいは、そのヨウ素剤を、どういう時点でどう取得し、するのかということについては、まだまだ検討の余地があるかと思ひますし、伴委員御専門でございますので、伴委員のほうから少しコメントをいただければと思ひます。

○伴委員 福島第一の事故がありましてから、安定ヨウ素剤というものが非常にクローズアップされて、どの周辺自治体においても、その配布に腐心されていることと思ひます。ただ、やはりこれは、万能薬ではなくて、あくまで、ある一定の条件のもとで普及をすれ

ば被ばくを減らすことができるかもしれないという、かなり限定的な効果しかありませんので、そのことも皆さんによく御理解いただいた上で、どのようにするのが一番合理的なのかというのを引き続き考えていかなければいけないと思っています。

問題点は、少なくとも二つあると思っています、一つは、その配布に当たって、関係自治体が相当御苦勞されている、それは私たちも、いつもいつも聞いていることなんですけれども、これをもうちょっと簡便にできないものだろうかというような相談を受けております。ですから、そのこのところで何か改善ができないかということと、あと、本当に、今申しましたように、あくまで効果は限定的であるといったときに、じゃあ、どの人たちに、どのタイミングで確実にお渡しするのが一番いいのかという、まさに、本当に科学的な、あるいは技術的な議論ですね。

これに関しては、実は、昨年、世界保健機関、WHOが新たなレポートを出しておりますので、それを踏まえた検討も必要かなと思っています。この2点を今、我々、内部で議論を始めようとしているところですので、いずれ、きちんと議論をした形をお示しして、また、自治体とも御相談できればというふうに思っております。

○山中委員 よろしゅうございますでしょうか。

次に、3点目の御質問なんですが、再生エネルギーのありようについての考え方はいかんという御質問だったかと思うんですが、これについては、残念ながら、担当省庁、あるいは委員会でないというのがお答えになってしまうかなと。少なくとも私どもは、新しい規制基準のもとで原子力施設の運用について判断をしていくという省庁でございますので、エネルギーのどういったシステムが、どうバランスされるのがよろしいかというのは、恐らく、そのエネルギーに関連する省庁にお答えいただくのがよろしいかと思えます。

4番目の御質問でございます。特定重大事故等対処施設について、今後どういうふうに、その審査等を進めていくかという御質問だったかと思うんですが、現在、川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設については、申請の、許可の申請は既に許可をしている段階でございます、工事計画の認可申請、これについて、今、審査をさせていただいているところでございます。3分割の申請でございます、2分割目の工事計画認可までは認可をさせていただいて、3分割目の審査を、現在、審査中ということでございまして、工事が終了するまで猶予期間というのは、あと1年半ということで、非常に限られた時間ではあるかと思うんですが、恐らく、これはもう審査の中身に入るわけにはまいりませんが、九州電力としても、きっちりと審査に対応してくれるものというふうに信じておりま

す。

九州電力さん、何か御意見はございますか。

○中村取締役常務執行役員（九州電力） 九州電力、中村でございます。

特定重大事故対処設備につきましては、今、委員から御説明があったように、工認の、今、第3番目の審査を受けているところでございます。一方、現地においては、1回目、2回目の工認の認可を受けまして土木工事を鋭意やっている段階でございます。そして今、工事自体は昼夜兼行で取り組んで、なるべく早く完成することを目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○西平市長（阿久根市） 九州電力さんにも、常々説明していただいて、そのスケジュール感についても、お話しいただいているところであります。地域の住民の声として、安心安全に関わる場所ですので、一日も早い完成をお願いしたいということでのお話でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○山中委員 特定重大事故対処施設というのは、いわゆるその安全性に関わる、その、いわゆる多重の防護の施設でございます。また、テロに対する対策の施設でございますので、きちっと完成をしていただくというのが事業者にとっては必要な仕事かなというふうに思っておりますので、ぜひともこれはきちっと審査に合格をしていただいて、作業を進めていただくということで、よろしく願いいたします。

○伴委員 今、お話に出た特重施設でございますけれども、そのテロ対策の施設であるということで、どうしても、その表に、オープンにできない部分がございます。ですから、自治体としては、それは、もうちょっと中身を教えてくれないのかと、多分お考えになると思うんですけれども、やはり、セキュリティー上のことがございまして、我々もそういう形で、業者も、それはもう詳細な内容は伏せて進めておりますので、そこは、もう双方、努力しているということを御理解いただきまして、ちょっとこれ以上のことをお話しできないことを御容赦いただければと思っております。

○西平市長（阿久根市） 了解しました。

○山中委員 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして、日置市長の宮路高光市長、よろしく願いいたします。

○宮路市長（日置市） 日置市長の宮路でございます。

本日は、こういう会を設けていただきまして、厚く御礼申し上げたいと思っております。

私がお聞きしようと思ったのは、お三方が同じようなことで、話がもう出尽くしたような気もいたします。ですけど、先ほどもちょっとありましたとおり、やはり私どもの議会等が出てくるのは、やはり安心安全である、原子力は安心安全、これがもう一番の合い言葉だというふうに思っております。さっき、山中委員のほうからありましたとおり、基本的には事業者がきちっと責任を取るというのが大事である、これは十分わかりますけど、やはり国、規制委員会、やはりここも対等に、同じ気持ちを持った中で責任を取るんだという気持ちが大事なものは、ただ事業者だけにおんぶさせていけるということは、いかなものかなというふうに感じさせていただきました。

また、特にヨウ素剤につきましても、今ありましたとおり配布はどういう、希望者とか、いろいろとございますので、私どもも、やはり、このヨウ素剤についてはきちっと責任ある説明をしていかなければなりませんけど、さっき、伴委員のほうは専門でございますので、特に、そこ辺りの部分もきちっとしていただければありがたいというふうに思っております。

特に、この規制委員会の中では、あちこちでまた、この再稼働というのが出てくるんですけど、規制委員会としては、今後どういう形で許可をするのか、私ども、全然、約まだ原子力のパーセンテージというのが幾らかわかりませんが、ここら辺りもきちっとした中において、さっき言いましたように、もう廃棄していくものについてはきちっと廃棄、さっき言いました40年と60年問題があるんですけど、これだけはきちっとして、ゆくゆくは、今後やはり、この原子力のないエネルギー政策というのをきちっとつくっていく必要があるというふうに考えておりますので、ここら辺りは委員会のほうにおきましても、そういうことを想定して考えていただきたいというふうに考えております。

もう1点、さっきも西平市長のほうで出ましたけど、再生エネルギー、特に、これは九電のほうにもちょっとお伺いしたいんですけど、私ども、この四、五年、大変この再生エネルギーということで太陽光、風力、いろんなことに取り組ませていただきました。特に今回、鹿児島県のほうで、この太陽光についての規制をするということで、大変問題にもなっていて、私どもの地域も、今後、風力とか出てくるんですけど、それだけ業者にいたしましても、大きな投資をした中において、配電線の問題が、ちょっと私どものほうは専門的でわからないんですけど、やはり、こういう再生エネルギーの規制をしてしまったら、大変大きな問題が今後残ってくると。

今後、やはり九電として、このことについてどうお考えになって、きちっと事前に、も

う少し早い時点で、このことについては事業者の説明してくれなければ、事業者も私どものところ、先ほど、南国殖産というのが、風力ができたんですけど、ここでも損失が1,000万円と、大変大きな会社だから1,000万円の損失で済むかもしれないんですけど、やはり、こういう問題につきまして、きちっとした再生エネルギーのそういうあり方ということも考えていただきたいと思います。

以上、ちょっと同じようなもの、重複した形でございましたけど、私の所見といいますか、そういうことで終わらせていただきます。以上です。

○山中委員 市長、ありがとうございます。4点、御質問とコメントをいただいたかと思うわけですが、いわゆる国として、あるいは原子力規制委員会としての責任はどう果たすんだというお話だったかと思えます。繰り返しになりますけれども、原子力発電所の運用そのものは、事業者、あるいは推進する省庁の責任になろうかと思えますけれども、新規制基準に適合しているかどうかをきっちりと判断するのが我々の責務であろうかと思えますし、規制業務については毅然とした態度で、責任持って当たっていきたいというふうに考えております。

2点目のヨウ素剤の問題ですけれども、これについては、伴委員のほうから少しお答えいただければ。

○伴委員 ヨウ素剤に関しては、本当に繰り返しになってしまいますけれども、現状もいろいろな問題があることは重々認識しておりますので、できるだけ早い段階で、より実践的な議論をして、それで何か形を示していければというふうに思っております。

○山中委員 3番目の御質問は、先ほどの御質問ともかぶるところはあるかと思うんですが、いわゆる原子力の比率の問題、あるいは原子力発電について、どういうふうに考えるのかという、規制委員会そのものが、この質問にお答えするというのは適當ではないかと思えます。やはり、エネルギーをどう、そのバランスをとって進めていくのか、あるいは、原子力の比率をどうしていくのかということについては、そこを考える省庁できちんとお答えを出していただいて、その上で、ここの発電所は動かしたいという申請が出てくれば、動かしていい発電所かどうかというのは、責任を持って原子力規制委員会が判定をしていくという、そういう我々は役回りだなと。やはり、国が、例えば、その進める主体と、あるいは、エネルギーについて考える主体と、原子力を規制する主体というのが分かれているというのが、福島反省、福島事故の反省に基づいてできた体制でございますので、その辺りを御理解いただきまして、お答えになるかどうかわかりませんが。



4番目の再生エネルギーについて、これは事業者のほうに御質問があったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 再生可能エネルギーについてですけれども、私ども、電源というのはバランスが大事だというふうに思っております、再生可能エネルギーについても、一生懸命つくろうとしております、例えば、指宿の山川というところに、今年2月に山川バイナリーという発電所が、私どもの子会社の九電みらいエナジーというところをつくったんですけれども、2月に5,000キロワットほどの地熱、バイナリーの設備を建設しております。私たちが非常に、九州電力としても再生可能エネルギーというのは一つの大きな力、CO<sub>2</sub>を排出しませんし、再生可能でございますので、力になると思っておりますので、積極的に進めていきたいというふうに思っております。

その中で、出力抑制の話が、御質問が出たと思うんですけれども、太陽光発電を中心に、やはりFITというのが、再生可能エネルギーの賦課金という制度が、平成24年だと思っておりますけれども、できまして、その当時から比べると、九州電力の中に、そのときの太陽光の発電の量の約7倍、今、入ってきております。九州の中で約800万キロワットの太陽光発電が入ってきておまして、これは今もどんどん毎月増えているんですけれども。もともと九州は大体、いろんなものが1割程度、10%ぐらいなんですけれども、太陽光については18%入ってきているというような状況の中で、この秋口に、冷房も、もうそんなに必要ない、暖房もまだ要らないというときには需要のほうで、電気を使う量が減ります。

ところが、晴天が、秋の青空でございますので、晴天が多いので電気をつくる量が大きくなる。このバランスが崩れてしまうと、広域的な停電が起こってしまいそうになる。それが起こると、停電が一旦、全域で起こりますと、少しずつ、電気というのは使う量とつくる量が一致しなきゃいけないので、最初、少しずつ小さな範囲で使う量とつくる量を一致させて、それを少しずつ、少しずつ広げていくという、非常に手間がかかる作業がございまして、北海道の、先般の9月3日の北海道全域の停電のときは、やっぱり2日ぐらいかかりましたけれども、九州でもそれぐらいかかり得るということを考えますと、そういうブラックアウト、全域停電は絶対に避けなければいけないというふうに思っています。

そのために、まず、太陽光のつくる量が増えますので、私どもの、まず火力発電所を、運用できるぎりぎりまで絞ります。出力を落とします。さらに、揚水発電という形で、水を、ダムを、上ダムと下ダムをつくっておいて、下ダムの水を上にくみ上げるということで電気を使う。電気を使う量を増やすという努力もいたします。さらに、関門連系線を通

じまして、ほかの地域にも電気を送るという作業もいたしますけれども、それでも、なおかつバランスがとれないおそれがあるときに出力抑制をさせていただいております。これについては、国のルールに基づいてしているものでございますので、ぜひ事業者の方には、御協力いただきたいというふうに思っております。

さらに、事業者の皆様は御理解いただいていると思うんですけれども、もともと、その事業者の方が太陽光発電に取り組まれるときには、再生可能エネルギー賦課金という制度で、非常に買い取る単価が高いんですね。その単価の中には、例えば30日間なら30日間、抑制されることを前提に、その金額を決めておりますので、事業計画を立てられるときには、既にその抑制をされるということを前提に立てられていると思いますし、もう1点、私どもの会社の送電線網とつなぎ込むときには、そういうことがありますよというふうに個別のお話をしているので、事業者の方には御理解いただいているというふうに私は思っております。

以上でございます。

○宮路市長（日置市） いいですか。意味はよくわかるんですよ。この太陽光も恐らくまだまだ出てくると思っている。これは認可を、許可するのは九電がするわけですよ。九電のほうも理解した中で、もうこれだけの太陽光の設置を認めているわけなんですよ。そこ辺りが、もうだんだん増えてくるから、もう途中でやめるとか、もうその最初の認可する段階ではきちっとわからないものなのか、ちょっとそこら辺りが私どもは理解に苦しみますので、教えてください。

○池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 認可といいますか、その再生可能エネルギー賦課金の対象になるかどうか、国が認定するわけですが、そのときに、30日か、もしくは、恐らく九州の場合は無制限にですが、止まることがありますよというのを話しして、それでもよろしゅうございますかということで、事業者も提示して、でも、やっぱり私は太陽光発電所をつくろうということで入ってこられているわけですから、私どもが認めたということではなくて、こういう条件として、条件のもとに事業者さんが入ってこられた。それに対して、私どもの送電線のつなぎ込みができれば、つなぎ込むと。ただし、一番厳しい時期には出力抑制をさせていただきますというところがございます。

○山中委員 どうぞ。

○伴委員 先ほど4点御指摘いただいた中の1番目なんですけれども、規制委員のその責任といいますか、多分、覚悟のことをおっしゃっているのかなというふうに思います。事業

者は安全に対して一義的な責任を持つというのは、これはもう国際的なコンセンサスになっていて、結局、それを誰かが、例えば規制側が肩がわりすると、事業者の安全意識というのはどんどん劣化していく。だから、絶対にそれはやってはいけないというのは、もう国際的に同意されたことですので、我々もそれにのっかって、事業者が、まず安全に一義的な責任を負うということも申し上げております。

ただ、我々は何も責任を取らないという、そういうつもりではなくて、先ほども申しましたけれども、規制委員会ができたのは、やはり福島第一事故があったからできた。我々の中には、あのときに政府の中で、あるいは現場に近いところで、まさに、その事故を目の当たりにしてきた者はたくさんおります。二度とああいうことを起こしてはいけないということを、本当に痛いほど感じた者がたくさんおまして、それをどうやって、今後、その組織の遺伝子としてすり込んでいくのかというのが我々に課せられた使命だと思っております。そういう観点では、我々も腹をくくっているつもりですので、ぜひそこは、そのように御理解をいただきたいと思えます。

○山中委員 よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。首長の御出席の皆様からは御意見を賜ったところでございますけれども、そのほか、御出席の皆様から御質問、コメント等ございますでしょうか。御出席の皆様さん、いかがですか。

どうぞ。

○新原議長（薩摩川内市） 発言の機会をいただき、ありがとうございます。薩摩川内市議会の議長の新原でございます。

この間、我々議会としましては、原子力発電所対策の調査特別委員会を設けて、その中で、るる審議をしてございます。基本的には、九州電力さんの方に来ていただいて、原子力発電所の……についての説明をしていただきます。安全対策も含めて、話を聞くチャンスがあります。そして、またサイト等の中においても、それぞれ審議をしていく中で、規制委員会の委員の皆さんに参考人招致をしていただき、わざわざ東京から来ていただいて、いろいろ御指導をいただき、その判断の材料に非常に役立ったということがあります。そういう意味では、今回こうして規制委員会の方がわざわざ来ていただいて、我々のお話を聞いていただくという、大変ありがたく、また大切なことだし、市民も非常に安心されることだというふうに思って、大変感謝をしております。

また、かねては九州電力さんが特別委員会を含めて各議員、あるいは、市民の皆さんに

非常に丁寧に説明をしていただいて、市民も納得をする説明をしていただいております、薩摩川内市民としては、まあ、いろいろ問題はあるけれども、そういった……ながら、原子力発電所を見ているところであります。

まず、質問の一つ目ですけれども、10月17日の日に、我々、原子力特別委員会、各議員も含めて、原子力発電所の視察をさせていただきました。その中で、今回は蒸気発生器の取り替え、2号機の取り替えがありまして、蒸気発生器の収納庫も見せていただきました。かなり強大な蒸気発生器が3個、1号機のほうも裏のほうに3個残ってしまっていて、かなり強大な、そうした廃棄物がといますか、……された廃棄物の倉庫が大々的なスペースを持っております。さらに、また、使用済核燃料も、ここに、今でこそ川内原子力発電所が60%ぐらいですけれども、やや下がってきますと増えていくのではないかとこのように思います。そこで、こうした廃棄物が、核燃料、使用済核燃料を含めた廃棄物の処理のあり方、これが一番、我々議員も市民も、一番懸念するところであります。規制委員会の管轄外かもしれませんが、このことが一番問題になっております。

特に我々も、会派のほうで北海道の最終処分場の施設も見させていただきました。300メートルほどずっとエレベーターでおりていって、その散策はさせてもらいましたけれども。そうしたものが、るる、今、国のほうでも整備されつつあるんですけれども、なかなか先へ進んでいかないというのが現にあらうかと思うんですけれども、こうしたことを今後どう処理をし、さらに推進をされていくのか、規制委員会として、この問題について、どう干渉されていくのかということをお伺いします。

それから、3.11があってから、その7月に現地のほうに視察に行きました。我々は富岡町というところに行ったんですが、そこで遠藤町長が非常に苦労話をずっと、郡山の避難施設で説明されておりました。その折に、一番教訓になったのは、議員が一番最初に逃げたのだというお話をされたときに、非常に我々はぐさっと来たんですね。そういった中で、我々市議会といたしましても、事故のときに、どう議員が対処するのかということで、申し合わせを今回させてもらいました。議会のあるとき、ないときを含めて、文書を交わさせていただきましたけれども、こうした避難のあり方、対処のあり方が、やっぱり市民としては一番大事なのではないかと思っております。これは、国、県、市を含めて、やはり防災対策をしておりますけれども、私としては、防災対策の部分まで、かなり綿密に規制委員会のほうで御指導いただいたら大変ありがたいのかなというふうに思っております。

それと、全体的な部分ですけれども、今回、10月30・31日に原子力発電所立地、全国の

議長会で主催しますサミットがあります。全国から、原子力発電所が立地している議会の全議員の集まれるようにセットをしてありまして、東京の高輪プリンスホテルで開催をして、私は実行委員だったものですから、そこでの発言に関連してお聞きしたいんですけども、今、全国的には9基動いているわけですね。いろいろお話を、議長会の中でも話をされているのは、なかなか西のほうは進んでいるんだけど、東のほうは進んでいかないということで、いろいろお話があるわけです。というのは、PWR、加圧式のほうは進んでいるんだけど、沸騰水型のほうはなかなか進んでいかないというところで、議長さんの方からいろいろ耳にします。そういった中で、規制委員会として、これはPWR、BWR、この二つの機種が今、日本にあるんですけども、その承認のあり方、BWRは東北のほうで事故を起こしたので遅れているのか、あるいは、PWRはそうでなかったから進んでいるのか、そんな議論もされていますので、その承認のあり方、2機種のあり方について教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山中委員 ありがとうございます。非常に貴重な御意見、御質問をいただいたかと思えます。

まず一つ目でございますけれども、規制委員会として、廃棄物はどういうふうに考えるんだという御質問をいただいたかと思うんですが、実は、廃棄物、あるいは最終処分を考えて、私ども、審査をしているわけではないということございまして、再稼働するかどうかということについては、廃棄物云々ということについて、何か配慮をして審査をしているわけではないという、まず、そういうお答えになろうかと思うんですが、廃棄物をどういうふうに考えるか、あるいは、最終処分をどういうふうに考えるかというのは、国の別の機関で、やはり考えていただかないといけないことであろうし、事業者がどういうふうに、例えば使用済燃料をしたいのか、あるいは廃棄物をどうしたいのかという提案が出てきて、そのときに私どもは、それが安全かどうかという、安全に限りなく近いところにするためにどういうふうに、あの基準、あるいは規格、規則をつくっていったらいいのかというのを考えていかなければならないと、そういうふうに思っております。したがって、直接その処分について規制委員会が何か考えるということは所掌ではないという、そんなお答えになってしまうかと思うんですが。

○伴委員 役割分担がございまして、その廃棄物を最終的に、全ての廃棄物を最終的にどう処分するかというのは、事業者及び国の、その原子力推進団体といいますか、推進の関

係者が方針を決めるべき事柄ということにはなっております。ただ、規制委員会としては、その廃棄物の処分に関わる、やはり安全性の評価であったり技術的な基準というものは定めなければいけない。現実には、これから原子炉の廃炉が進んでまいりますけれども、その中で、かなり放射性濃度の高い廃棄物もございます。そういったL1と言われるものをどういうふうに処分するか、その安全規制に関する考え方を今まとめているところでございます。で、それに関して、やはりかなり長い、数千年、数万年という期間のその安定性を評価しなければいけないので、それをどのように担保すればいいかというところも踏まえて、技術的な基準を検討しているところでございます。

○山中委員 一つ目の御質問については、そういうような役割分担でさせていただいていると、ただし、御覧いただいたかと思うんですけれども、蒸気発生器なんかの廃棄物、これから、そういったものが廃炉ではたくさん出てまいりますので、そういう処分をどういうふうに考えていったらいいのか、安全上どう処理をしていったらいいのかというのを、基準については我々の所掌でございますので、処理に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、二つ目の御質問といたしますか、懸念等でございます。規制委員会として、防災対策、きちんと取り組んでほしいという、そういうコメントをいただきました。福島第一発電所の事故のときに、住民の方々に多大な迷惑をおかけいたしました。避難の計画をきちっと立てていなかったせいで、その避難の最中に、重篤な病気にかかれた方が亡くなってしまふというような不幸なことがございました。避難計画の実効性ですとか、避難の副作用という問題については、十分考えていく必要があるかと思えます。福島第一発電所の事故の際には、先ほどお話ししましたように、避難に伴って、その重病の方が亡くなってしまったというような、そういう事例も多々発生をいたしました。放射線被ばくの確定的な影響というのは考えなければなりませんけれども、避難行動との兼ね合いというのは十分考えていく必要がございます。

避難で、誰が守らなければ、誰を守らなければいけないかということはきちっと考えなければなりませんし、やはりお子さんですとか、妊娠されている女性といった方々をきちっと守っていく、あるいは、避難で逆につらい思いをされる病気のお年寄りなどについては、別な配慮をする必要があるかと思えます。避難計画の中では、避難よりも屋内退避に効果がある場合というものもあるということを、やはり私どもきちっと説明をしていく必要があるかと思えます。また、訓練の中で何か工夫、あるいは、地方自治体の方々と協

力しながら、よりよい防災のあり方というものを今後検討してまいりたいというふうに思っております。

あと、制度上の問題がございますけれども、現状において、その避難計画を含む各地域の緊急時計画については、内閣府の原子力防災が協力をした上で、各地域で策定をいただいて、最終的に原子力規制委員会の委員長も参加する国の原子力防災会議でそれを、是非を認めるという形をとっております。なぜ規制委員会が審査をしないのかということをよく言われますけれども、それはいろんな考え方はあろうかと思えます。ただ、私たちが考えているのは、やはり我々は、プラントのその安全というものを見ておりますので、もし仮に、その緊急時計画も審査するという事になったときに、プラントでここまで頑張っているんだから、多少、緊急時計画は、まあ甘くてもいいかなというようなインセンティブが働いてしまわないかということをややはり恐れます、人間ですから。だから、そういうことがあってはいけないだろう。その意味では、独立したものがそこは見るべきだろうというのが一つです。

それ以上に私が重要だと思うのは、日本で、もし原子力事故が起きるとしたら、何か特定のその部品の不具合とか、そういった内部的な原因で起きるよりは、やはり自然災害がきっかけになって起きるのではないか、その可能性のほうが高いだろうと。そういう複合災害になりますと、どこまでが原子力災害で、どこからが自然災害だという、そういう分け方は多分できないし、現実的ではないので、だとしてたら防災ということで内閣府で一括して見ていただくのが、やはりそれはいいだろうと。内閣府の原子力防災は、いわば我々の兄弟組織みたいなものですから、そこは常に連絡をとっています。ですから、現実には、内閣府の原子力防災が表に出ていますけれども、その地域の緊急時計画を策定するに当たっては、我々も意見を言うことはできますし、そういう形で間接的には関わっているということを申し上げておきたいと思えます。

○山中委員 2点目の御質問、コメントに対してはそれでよろしいでしょうか。

3点目でございます。現在、日本では9基、原子力発電所が再稼働をしていると。全てが加圧水型原子炉ということで、川内原子力発電所と同型の原子炉でございます。一方、沸騰水型原子炉、BWRと呼ばれる原子炉は、まだ1基も再稼働しておりません。ただ、変更申請許可については、許可が2件出てございます。また、工事計画認可については1件、認可がおりております。順次、沸騰水型原子炉についても、審査が始まっていくものと思っておりますし、ただ、規制委員会、規制庁、人的なリソースも限られておりますので、申請

があった全ての原子炉について、同じスピードで審査をするというのはなかなか難しゅうございまして、現在、東北電力の沸騰水型原子炉の女川原子力発電所2号炉の審査中でございます。恐らく、沸騰水型原子炉では、西のほうにはなりますけれども、中国電力の島根原子力発電所2号炉の審査も始まるかと思えます。ということで、恐らくこれからは、PWRだけではなくてBWRの審査もおいおい進んでいくものと思えますし、順次そういう形になっていくかと思えます。

3番目の御質問はそれでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○伴委員 実は、規制委員会の定例会後の中、大体半年に1回ぐらい、全体の審査状況はどうなっているのかという報告がございまして。つい先日もあったんですけども。半年、1年前ぐらいですかね、その報告があったときに、私は、実は質問者と同じ質問を、全体を見たときに、なぜBWRがこう遅いのかということ委員会に質問しました。それは、PWRとBWRの構造上の違いによるものなのかという質問に対して、その審査会合に当たっている委員及び担当者からの答えは、BWRは、概して建っている地盤が難しいところにあると。だから、それはBWRだからではなくて、たまたま、その日本にある東のほうのBWRのその建っている地盤が、いろいろ、ちょっと、こう一筋縄ではいかないところが偶然多いので、その結果、その地震関係の審査にどうしても手間取っているんだというような、丸めて言うとそんな感じであります。

○山中委員 よろしゅうございますでしょうか。

ぼちぼち予定の時間になりました。本日は、本当に皆様方お忙しい中、御出席いただきまして……、あ、そうか、30分まだあった。ということで、まだ30分あるようなので、まだまだ御意見賜れそうなので、いかがでしょうか。

どうぞ。

○大園県議会副議長（鹿児島県） 質問させていただきます。東日本大震災はもちろんですけれども、ここ二、三年、地震の多発、それと大水害を含めて、災害というものは我々が想定し得ないような災害が起こってくると。せんだって、桜島火山対策で中央のほうに行ってお話をしたときに、想定外の災害というのは、もう今は言葉が、「想定外」という言葉はもう考えられないということでもありますので、当然この原発の問題についても、想定外という言葉がないぐらい、より安全な対策を、今、九電さんもされているところだと思います。その中で、今、この川内原発に関して、地震対策を含めて、津波対策をされて



きている九電の事業に対する評価、それと、もう一つは、我が鹿児島は火山が大変多いという中で、せんだってお話があったのは、錦江湾の海底爆発という大きな爆発が起こった場合に、当然、降灰の影響等があるかと思えます。九電さんも、それに対しては対応されているということで聞いておりますけれども、そのことについての規制委員会の評価というのはどういうものであったのか、教えていただきたい。

もう1点は、今、ヨウ素剤の問題がいろいろ言われているので、私も医師として、いろいろヨウ素剤等のことについては勉強するつもりであるんですけども、先ほど、伴委員が言われたように万能な薬ではないと、それに放射性ヨウ素に対する問題等を含めて、放射線の影響というのはいろいろあるかと思えますけれども、この安定ヨウ素剤以外に、何か体内被ばくを予防する何らかの医療的なものはまだできていないのか、ちょっとその2点を教えてください。

○山中委員 まず、一つ目の御質問は、地震・火山に対する対策、あるいは実情というのはどうなっているのか、特に、川内原子力発電所について、どのような対策がとられているかというような御質問だったかと思うんですが、まず、地震について御心配の向きがあるかと思うんですけども、地震の程度で言いますと、galという加速度の単位を用いて新規制基準では判定をしております。川内原子力発電所の場合には、地震動が620galという地震まで耐震性をきちっと保つようにしなさいと。

ちなみに、その熊本地震のときに、建屋の底部で起きた地震動というのが10gal程度ですので、基準に対しては、もう著しい、熊本地震、非常に大きな地震でございましたけれども、川内の原子力発電所では、その程度の地震動であったと。自動的に川内原子力発電所が止まる設定値というのが地震動で160galという、そういう値でございますので、いわゆる、その新規制基準で、各原子力発電所で、当然、地震に対するいろいろ求められる要求というのは変わってまいります。地盤とか、あるいは、近くにどういう断層があるのかということで評価は変わってまいりますけれども、川内原子力発電所について言うと、そのような新規制基準で判定をした発電所であるという、そういうことでございます。

一方、火山に対してどうかという御質問だと思います。近くに桜島がございますし、鹿児島県というのは火山を身近にお暮らしになっている県だと思いますので、御心配の向きもあろうかと思うんですけども、少なくとも川内原子力発電所の運用期間中に、設計対応が不可能な火山事象が起こる確率というのは極めて低いと。例えば火砕流ですとか、あるいは破局的な噴火ですとかが起こる確率は非常に低いと。ただし、160km圏内の火山が

噴火した場合の、いわゆる火山灰対策はきちんととってくださいというのは、事業者に対しては要求をさせていただいております。火山灰としても24時間に15cmの降灰があった場合に、ちゃんと対処できるように、重大事故等の対処施設がきちっと動くように対策してくださいというような、そういう要求はしております。今日も、発電機がきちっと動くかどうか、そういうような対処方法については視察をさせていただいたところでございます。

それではよろしゅうございますでしょうか。

○伴委員 二つ目の御質問なんですけれども、安定ヨウ素は、予防的に服用することによって、その後から放射性ヨウ素が体内に入ったとしても、甲状腺に取り込まれるのを防ぐといえますか、少なくするという、そういうものでございますけれども、それ以外にも、例えば、体の中に入ってしまった放射性物質を積極的に排せつすることによって、内部被ばくを少なくするような薬剤というのはございます。

例えば、昨年、原研機構の大洗でプルトニウムの事故がございましたけれども、あのときに、その作業員に対してキレート剤というのを点滴で入れることによって、プルトニウムの排せつを促したということが行われました。そういった薬剤が、いろんな核種ごとに、元素ごとに幾つかあるんですけれども、ただ、そういったものというのは、どうしてもやはり副作用もございますので、いわゆる一般の方に広く用いられるべきものではなくて、かなり大量の摂取があったというふうに見込まれる場合に、特例として、十分な医師の監督のもとで行われる、それも医師も相当それに関する知識を持った者でないと、なかなかコントロールができないような状況ですので、広く使えるような薬剤があるというものではないということですね。

それから、安定ヨウ素剤の効果が限定的だということを私は申し上げましたけれども、誰が一番必要としているのかというところが重要だと思うんですね。その観点から言うと、やっぱりお子さんと妊婦さんなんですよね。子どもがとにかく大事です。ですから、安定ヨウ素剤のその配布ということを考えるときにも、必要性を考えれば、子どもが守られるべきですので、そういう意味でのめり張りは必要かなというふうに思っています。

○大園県議会副議長（鹿児島県） 鹿児島県議会のほうでも、当然、地元にある九州電力ですので、我々としても、常に情報公開しながら、また九電からも情報をいただいて、その中で何ができるかということは今検討しておりますので、ぜひ、議会としてもしっかり見守っていきたい。

先ほど、物には初めがあつての終わりがあるんでしょうけれども、この核というものは

全然終わりが見えないという中で、我々も、先ほど薩摩川内の議長からお話があったように、この使用済核燃料も、やっぱり対応のあり方というのは、もう少し我々の目に見える形で、やっぱり国のほうも情報を出していただきたいなど、どういうふうにしたら、この物質を我々が安心して見守るだけの対応ができているのかなというのを常に疑問に思っている。また、国には、やっぱりきちっと、先ほど、内閣府も含めて総合的にされるんでしょから、我々がやっぱり不安に思うのは、ただ、こういった使用済みの核燃料ももちろんそうですので、そういったものをトータルで今後また検討していただければありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

○山中委員 ありがとうございます。廃棄物の問題というのは非常に重要な問題でございますし、不安に感じられるというのは、非常によくわかることでございます。我々のいわゆる所掌する、しなければならない部分と、他省庁にきちっと考えていただかないといけない部分とがあらうかと思えますけれども、今日あった御要望とかのお話、廃棄物については、特にそういう要望があったということは、何らかの形でお伝えをしていきたいというふうに思えます。

○伴委員 どうしても、縦割り行政の弊害なのか、私たちの役割はこうですという答えになってしまうんですけれども、ちょっとそこを越えて一つ言わせていただくと、ヨーロッパのほうで、やはりそういう話が進んでいる国というのは、相当しっかり対話がなされているというふうに思えます。ですから、何か国、あるいは専門家が決めて、一方的にこうやるんですということではなくて、それに関して、本当に国の中でもいろんなレベルで対話が行われて、それである意味、本当に市民レベルでコンセンサスを得て進めていっているところがあると思えますので、日本人のそういう今後の対話力みたいなものが問われてくるんじゃないかと思えます。

○山中委員 ありがとうございます。伴委員もお話されましたし、御出席の皆様方からも御意見を頂戴いたしましたけれども、やはり情報公開の大切さ、あるいは対話の大切さというのは痛感しているところでございます。ぜひとも、いわゆる所掌でない役所に対しても、私どもは、その意見をお伝えすることはできますので、ぜひともさまざまな忌憚のない御意見、再生可能エネルギーについても、こういう考えなんだけれどもどうだろうというのは、投げかけていただければ、お答えできないこともあらうかと思えますけれども、伝えることはできますので、忌憚のないところの御意見をいただければと思います。

まだ少々時間がございますので、御出席の皆さんから御意見、コメント等ございましたらいただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○岩切市長（薩摩川内市） よく福島原発と川内原発が比較されます。福島原発は起きた、川内も同じじゃないかとよく言われます。ただ、そこで、私は全く素人ながら言っているんですが、まず、東側と西側の基礎地盤も違うと、それも津波にしても、地震にしても、西側はほとんどないと。そしてまた、比較すると敷地が、福島原発は1号から4号まで10メートルぐらいだと。5号、6号は13メートルですかね。私どもの原発は13メートルぐらいだと。福島で起きた事故は、10メートルぐらいで1号から4号までだと。したがって、13メートルもある川内原発は比較的起こらないよということと、もう一つは、先ほども出ましたけれども、地盤の問題ですよ。ちょうど3.11の前に、川内原子力発電所の3号機の増設が出ておりまして、九州電力は完璧な地質調査をしていますと。そういうことからすると、川内原発の1号・2号にしても、岩盤が非常に硬いということで、福島とは違うんだということ、それとまた、先ほども言いましたとおりに炉型の問題、PWRとBWRとの違い、なぜ福島にあそこに、それだけ地震が多い、津波が多いのに、そういう形のものを建てたのか、それから比べると、川内はPWRでかなり大丈夫だという、こういうことを市民の人たちに話をしてきました。わかりやすいつもりで言っているんですが、正しかったのかどうか、教えていただければありがたいと思います。

○山中委員 少なくとも今の御質問に対して私が答えられるのは、いわゆるそのサイト、場所による違いというのはありますね。それから、炉型が違うということで、当然、そのリスクのありようというのも違います。自然現象というのは場所によって当然違いますし、地盤とかによっても変わってまいります。当然、竜巻が発生しやすいところ、地震が発生しやすいところ、火山について考えないといけないところ、場所によって違うんだと、炉によって違うんだということは、確かにそのとおりだと思いますけれども、現時点で、そのリスク評価のレベルで、プラントごとのリスクを、どちらが大きい、どちらが小さいというのを技術的に評価するというのはなかなか難しいというのが現状でございます。確かに違いは市長のおっしゃるとおりでございますけれども、こちらが大きい、こちらが小さいというのは、今のところ、その数字でお話しするというのはなかなか難しいというのが私からの答えになってしまうかと思えます。

○伴委員 あと一つ、ぜひとも申し上げなければいけないことは、今の川内原子力発電所は新規制基準に対応しているということですね。新規制基準は、結局、その福島の事故が

起きる前よりも相当要求の水準を上げています。地震に関しても、相当厳しい要求を課していますし、それまでは考慮に入れられていなかった竜巻ですとか、火山ですとか、そういう自然現象に対しても要求がございます。さらに、以前は、その重大事故は起きないという前提だったんですけれども、当然、重大事故は起こり得るという前提で、もし起きたら、じゃあどうするのか、どうやってその被害を最小限に食い止めるのか、それを求めています。

さらに、先ほど、想定外というお話がありましたけれども、どんなに想定していても、それを超えるものもやはりあり得るというふうに考えていまして、我々が想定している以上のものが来たときにお手上げになってしまわないように、大規模損壊対策なんていうのを求めています。だから、相当この要求の水準が上がっていますので、その結果、安全性は強化されたというふうに申し上げていいと思います。

○山中委員 いかがでしょうか、そのほか。

どうぞ。

○中屋副市長（いちき串木野市） いちき串木野副市長でございます。貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

私は、本日、代理で出席しておりますので、本市の実情を少し御説明して御理解いただければと思うところでございます。

本市は、この川内原発に隣接する人口3万弱の小さな町でございます。距離的に申しますと、この川内原発から一番近いところで5.5km、最も遠いところでも23kmという、ですから、およそこの20kmの中にすっぽり入る、そういう町でございます。ですから、いざ何か一大事ということになりますという、全市民が避難をします。そして、さらには、その災害対策、この本部となります市の庁舎も、ほかの市町村に頼らざるを得ないという、こういう状況でございます。さらに、原発の南に位置するという、そういうことで、特に冬場になりますという、北西の季節風、強く吹く日が多々ございます。そういうことで、市民の中からは、万一、川内原発で事故が発生した場合、むしろ、いちき串木野市のほうが被害が大きくなるんじゃないかという、こういう心配をされる声はかなりございます。

そういった意味で、私どもは隣接の市でありますけれども、立地市と隣接の市というのは、この安全性という面では差はないという、このように思うところでございます。そういった意味で、今後、先ほども40年の話が出てまいりましたけれども、さまざまな段階、課題があるかと思っておりますけれども、そうしたときに、この立地市あるいは隣接市という、

この行政区ではなくて、やはり全体の安全性、そして住民の理解、この辺については、ぜひ御理解いただきたいということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○山中委員 ありがとうございます。

いわゆる万が一の事故が起きたときに、どういうふうにするのかという、地域のやはり特殊性のようなものというの、十分考えないといけないところかと思えますし、地域の方々に、例えば、風がいつもこっちのほうに吹いているけど、大丈夫かとかという御心配をいただいたりとか、うちの市には島がいっぱいあるけど大丈夫かとかという、そういうような御心配を御意見としていただくことが多々ございます。

やはり私ども、福島事故の経験を踏まえて、これはIAEAが提案している、いわゆるその防災の考え方を取り入れて、同心円上で5km圏内をPAZ、それから30km圏内、最大30km圏内をUPZということで防災計画を立てるように、同心円でしております。したがって、例えば、ある市の中で半分、そのUPZの中に入るけれども半分は入らないというようなケースも出てまいるかと思えます。これは、その福島事故の経験を踏まえて、例えば、風向とか気象とかということを考えずに対策するのがよかろうということで、防災計画を今、立案しているところでございます。この点は、少し伴委員からも補足をいただければと思うんですけれども。

○伴委員 確かに、今のお話を伺って、5kmから20kmぐらいのところに市があるということで、住民の方々が複雑な感情を抱くというのは本当にそうだと思います。私たちが原子力災害対策指針という形で定めている中では、5kmから20kmであれば、それはUPZということで、基本は、まず屋内退避をしていただいて、プルームが通過した後に、もし高い線量率が観測されるならば、場合によっては一次移転という、それが基本形になっておりますけれども、ただ、恐らく、もう何か変だぞということになれば、一気に逃げ出すということは起こるかもしれないということも、また、それは理解のできる場所です。

ただ、防災に関して大事なことは、リスクは一つではないということだと思えますね。仮に原子力施設の事故が起きれば、放射性物質による放射線被ばくのリスクはもちろん顕在化しますが、でも、そのときに、きっかけが地震であれば建物が倒壊したり、別のリスクも存在しますし、さらに、避難行動をとることによるリスクもあるわけですね。そんなことは、もう百も承知だというふうにおっしゃるとは思いますが、結局、そ

ういう中で、こちらを取ればあちらが立たずという関係になる中で、今一番対処しなければいけないリスクは何なんだということを、もちろん、その市のレベルでも考えなければいけないですけども、最後は個人のレベルでも考えていただく必要があると思うんですね。

私が声を大にして申し上げたいのは、この原子力事故に対するその緊急時計画をつくる、それも市の一部の担当者がつくるのではなくて、本当に住民を巻き込んでつくるということは、最終的には、その対処すべきリスクは何なんだ、それにどう対処するのが一番賢いのだというのをみんなで考えることになりますから、本当に理想論を言えば、それによって地域の防災力は上がっていくと思うんですね。だから、ぜひそういうところにつながるような議論にさせていただけるといいなと思います。

○山中委員 防災についても、これは安全と同じように、まだまだ今後も改善をしてまいりたいというふうに思っておりますし、指針のありようについても、改善すべきところは改善してまいりたいと思います。

避難と屋内退避のありようというのは、当然その状況、状況で変わってまいりますし、住民の方々のその感情というのも当然考えながら、科学的にどちらがよろしいかということをしちっと御説明できるように、我々も努力をしていかなければならないというふうに思っております。

その基礎として、やはり防災訓練というのが、改善のその問題を発掘していく手段として、一番よい手段かなというふうに私自身は思っております。防災訓練も、これ、地域の方々に迷惑をおかけしていることになろうかと思うんですけども、ここは何とぞ協力をしていただいて、訓練をしてみて、問題を発掘していければなというふうに思っております。

何か事業者のほうで、防災に対して何かお考えはございますか。

○中村取締役常務執行役員（九州電力） 九州電力、中村でございます。

防災に関しては、地域の防災協議会等に出させていただきますして、基本は国、自治体ということでございますけれども、当社としても、できる限りの御協力をしたいということで、福祉車両の配備とか、そういうものに対して協力をさせていただいているところでございます。今後とも、そういう体制で協力していきたいと、できる範囲で協力をしていきたいというふうに考えてございます。

○山中委員 よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、何か御質問とか御意見、ございますでしょうか。

○松永副市長（鹿児島市） 鹿児島市でございます。

先ほど知事が話をされました、やはり原子力の住民に対する説明ですね、くどいようですけれども、なかなか専門用語等々があるとか、鹿児島市はUPZ圏内になるんですけれども、住民の話が出ております。やはり市民目線、住民目線で、今回、3回の開催をさせていただいているところでございますけれども、今後はさらに、さらに住民目線を基本に、規制委員会、そして、また事業者のほうの方々も含めて、そういう、市でも、もちろん私ども、しっかりとした説明はしていくわけですけれども、さらに見識の高い規制委員会の方々におかれましても、そういう形で取り組んでいただければなということの要望でございます。

○山中委員 ありがとうございます。なかなか専門的な言葉を、一般の方々にわかりやすく説明するというのは難しいところもございますけれども、こういう機会もこれから増やしてまいりたいと思っておりますし、住民との対話ということも、わかりやすい資料を用いて、できるような形をつくってまいりたいというふうに思っております。

では、そのほかはいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。時間になりましたので、本日は本当に、御出席いただきまして誠にありがとうございます。貴重な御意見を頂戴して、ありがとうございます。本日いただきました御意見を参考にさせていただきまして、原子力規制業務の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

地元の皆様との対話というのは、私ども規制委員会にとっても非常に重要な機会であると考えておりますので、今後も継続的に開催してまいりたいと思っております。原子力の安全追求に終わりはないという初心を忘れずに、原子力規制委員会、今後も役割を果たしてまいりたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。